

る。駒ヶ岳の爆發を起した岩漿に就いても此の如き現象は進行しつつあるもので爆發の真相は此の間の事情を闡明にすることによつて始めて知られるのである。

化石動物の學名と國際動物命名規則 (つゞき)

槇 山 次 郎

第二十一條 學名の著者名は其學名を最初に出版物により定義、記載或は指示と共に發表したる人の名であるが明かにその出版物中に他の人が記載等に責任を有する場合は此限ではない。

解 もし横山博士が其著書に記事圖畫と共に *Pecten praesignis* n. sp. として發表されたならば後では *Pecten praesignis* Yokoyama として此學名が使用される。Sowerbyの著者の中に Adams が責任を以て擔任したる種の發表があればそれは Adams が命名者名となる。Woodの本の中に *Tellina lutea* が發表されてゐれば *Tellina lutea* Wood でなければならぬが其改版で責任命名者が Gray である事が判明した場合には T. L. Gray である。

第二十二條 著者名を引用すべきならば學名の後にコンマや點を附せずして併記す。もし他の引用を望むならば(日附) sp. n., emend., sensu stricto etc.) 著者名の後に續けコンマは括弧を附す。

例 *Primates* Linné, 1758 又は *Primates* Linné (1758)

附 學名の命名者名を短縮し用ゐるは Liste der Autoren zoologischer Artund Gattungsnamen

zusammengestellt von den zoologen des Museum für Naturkunde in Berlin に従はれたし。(希望
條件)

第二十三條 種が先に置かれたる屬より他に移されるか或は先に連結しむたる屬名と異なる屬名に組み合せられる時は種の著者名は其まゝ保持されるが括弧を附するを要す。もし新しい組合せを提議せる著者名を引用せんときは括弧内の名の後につづけしむ。例へば *Taenia lata* Linné は屬名を改めて *Diotheriocephalus latus* (Linné) となり *Fasciola hepatica* Linné は *Distoma hepaticum* (Linné) となる。

第二十四條 もし或一種が分たれるときに原始種の始めからの名が限定されたる種に用ひられ其意を表すためには原著者名と研究者名とが連名に記される。例 *Taenia solium* Linné, parim, Goetze.

第二十五條 屬及種の名の効力あるべきは、次のどの條件にも適合する如く示されたる場合に限り。

- a. 其名が指示、定義或は記載を伴ふて出版された事。
- b. 著者が二命名式の主意に従ふてゐた事。

第二十六條 リンネの *System Naturae* の十版(千七百五十八年)は確實に一般的に動物二命名式を適用せる最初のものである。故に千七百五十八年こそ動物命名の先取權の規則の出發點となるのである。

第二十七條 先取權は認められ従つて最古き法になつた名が保持される事次の如し。

a. 動物體の一部分が全體よりも先に命名された場合。

b. 生活史の或一時期に命名されたもの。成育したものでなくとも。

c. 動物の性別が種別屬別と考へられた場合でも。

d. 動物が似てつかぬ世代の連續をなすとき別種別屬と考へられた場合としても。

第二十八條 或屬が二以上の層或は亞屬の結合によつて形成されたとき此等の屬或は亞屬中の最古の有効な名が結合された屬の名となる。もし此等の名が全然同一の日附なる時最初の訂正者の選定したるが認めらる。

第二十九條 もし或一屬が二つ以上の限定されたる屬に分たれる時此一屬の名は分たれた屬中のどれか一に保持されなければならない。もし其屬の模式が始めから定めてあるならば限定したる屬の中此模式種を含む屬が始めからの屬名を繼ぐ。此は種及亞種に於ても全く同様に取扱はれる。

解 此場合は極めて實例が多いから後に我國に於ける適用例をかかげて實際に理解していただく事にしたい。

附 屬名にして模式種を定めてあるものは優先権がある。種名にして記載と圖と共にあるものは其片方だけあるものよりも優先権があるまた總ての條件が等しい時には出版物に於ける頁の先なるものが優先する。

例 例へば *Pecten* が *Vola*, *Amussium*, *Chlamys* 等に分割されるならば本元の *Pecten* は *P. maculosus* が模式なる故に此を含む *Vola* は *Pecten* の名を繼承して正しくは *Pecten* でなければならぬ。

第三十條 屬の模式種の指定には次の a より g までの規則に支配されるべきである。順序は優先順。

一 ただ原出版物を基としてのみ屬の模式が承認される場合。

a. 原出版物に於て或一の種が或一屬の模式として確に指示されてゐる時には絶對的である。

b. もし原出版物中にある種がその新屬名の下に *Typicus* 又は *Typus* とあるならば此を模式とせざるを得ない。

c. もし或一屬がただ一種だけと共に提議されてある場合には此種が模式となる。

d. もし或る屬が模式を定めずにあつても原著書に或る一種にして其の屬と同語を以て種又は亞種の名としてあるならばそれが有効な名であつても異名にすぎなくても此種又は亞種は屬の模式となる。

二 原出版物によらずして模式が承認せらるる場合。

e. 次の如き種は屬の模式を定める際には排除せらるる。

a. 新屬の出た著書に入つてゐない種。

β. 種にして原著出版當時に著者により疑はしきものとして紹介されたもの。(Species inquiren-

Taenia (Taen.)

r. 原著者が疑をもつて其屬に編入せしめた種。

f. 原著者が模式を定めずして他の屬名を換へんがために別の屬名を提出せる場合には其ごちらかの屬に模式が定められれば當然他の一の屬名の模式になる。

g. もし或著者が二以上の効力ある種と共に屬の模式を定めるを忘れて作つたならば後の人は模式を選定してよい、此指示は變改するを得ぬ。模式を選定するといふ意味は嚴重に之をなす事であらう或種を屬の一例としあげるやうな事ではない。

附 原出版物に出てゐる種が後に他の屬の下に分類されてゐる時は勿論選定される資格がない。模式の選定には原著者の意志を尊重しまた大多數に便利なるやうになすべく多くは希望條件が附記されてゐる。もし然らざれば原著者の第一種を採用すべきである。

解 模式選定による意外の屬の變化の起る事がある。此等の場合は我國適用例によつてなほ實際に知るを得やう。

第三十一條 種を二以上に分割する場合には屬を分割する場合と同じ規則に従ふ。しかし或種名が明かに判定の誤りに基くものはたとえ問題の種が別の屬に後に移されたとしても誤定された種に保持される能はず。例 *Taenia pectinata* Goetze は今では *Citobaenia pectinata* に改まつてゐる。*Zeder* は誤つて或種を *Taenia pectinata* Goetze と判定したがそれは全く別種であつて *Anarya*

rhopaloccephala (Kiehn) と後に定められた。此場合屬が異なるからして *Andryna pectinata* (Zeder) といふ名を取るを許されず。

第三十二條 屬又は種名は一度發表された以上は譬へ原著者と雖其名が不適當であるとして排ける事は出来ない。

第三十三條 反覆名なるが故に排けらるゝ事が出来ない。といふのは屬、種、亞種の名が同じ場合である。例 *Apus apus apus* を見苦しとして改訂するを許さぬ。

第三十四條 或屬名が此より先に全く同名が他の部類の動物のために使用されてゐる時は排けられる。

附 禮儀として或人が不知して此様な先取された名を用ひてをるならば氣付いた人は私信を以て注告し且改訂に充分の餘裕を與ふべきである。

第三十五條 種名は同一屬下に於て同名が他の種或は亞種にあるとき排けらる。二の屬の結合により二の異つた動物が同名となる場合がある。此時はより新しいものが排けられる。同じ意義同じ語源の種名は互に次の差別點だけで判別し得る様な時には同名とみなす。

a. *caeruleus, coeruleus, ceruleus* の *ae, o, e* *chiroptus, cheiroptus* の *ei* と *i* また時に *y*、それから *microdon, mikrodon* の *o* と *k*。

b. 氣音 *h* の有無 *Oxyrymus* と *Oxyrhynchus*。

c. *t* の前に *c* の有無。

d. 子音の複なるものと單一なるものの差。

e. 地名を本とする *ensis* と *iensis* の差。

第三十六條 棄却された同名は決して再び用ふる能はず、棄却された異名は誤つて揉消された部類が復活したる時に再び使用さる。

以上で規則の要領は記し終つた。なほ別に希望として附加されてある條々の中重要な事を抜いてみる。一、新屬新種の發表には英・佛・獨・伊・羅典語のいづれかをなるべく使用さるべく模式は何處に保存され其番號は何なるかを附記せらるべく新種の模式には唯一を *type* とし、同時に檢された標本は *paratypes* とされたし。二、前記以外の國語の場合はせめて圖版の説明に前記五ヶ國語の中一の譯を附せられたし。三、米法メートルを使用さるべし。四、圖版の擴大を表すには×を用ひ縮小時は分數カケを×る事にされたし。

次に以上の規則によつて改訂せらるべき、またすでに改訂を提議された我國に於ける重要な化石學名の場合を順序不同に記してみやう。

Elephas namadicus namadi (Pohlig) 本亞種は從來ナルバタ象と知られた小豆島沖より出た數箇の臼齒に對して遠州佐濱に出たる *Elephas namadicus Noumanni* Makiyama と區別せんがため小生が數年前本誌上及び京都理學部紀要B第一卷第一號に命名報告したものにかり、其後松本博士は *Loxodonta (Palaeoloxodon) namadica typica* と改稱せられ更に此の一群中に二の亞種を分割して *Namadi Makiyama* と (*Yabei*) Marsumoto を詳しく記載された。以前松本博士も小生も共に本亞

種をもつて印度ナルバタ象に狭き意味に於て同定し來つたのであつたが今や更に二分され且しばらぐ模式的ナルバタ象と區別するの時期に進んでをる。元來ポーリットはナルバタ象と歐洲始祖象とを同種として前者を *E. antiquus namadi* 後者を *E. antiquus antiquus* と呼ぶべく主張したに同意しながらも小生は *Namadicus* が *Antiquus* よりも同一著者命名に係らず先取するの故に日本小豆島象に對して頭記の如き學名を興へた。之は可としてポーリットは反覆名を厭ふて *Antiquus antiquus* とすべき所を前記の如くなしたのは當時として不可ならんも、今日にては許されず且つそれが全然從來の種を一段下げて亞種としての命名なる故に今日之れを認むる能はず即模式的ナルバタ象の學名は *E. namadicus namadicus* Falconer & Cautley もなければならぬ。また之は同様にして *typicus* も規則上は不可である。今日になつて之等が一層詳細に研究され模式種より分ち得るに至つた以上は此に別の一新名を興ふるを適當とする。又小生は佐濱象に就て出版當時より疑問をもつてゐた下類に就て歐洲に遊ぶ機を得て多くの類似象と比較をなすでに千葉縣市川の象發掘を本誌に於て報じたる時に論せる事を確かむるを得た。即概亞種は一段昇位せしめて獨立の種となすべきであらう結論として佐濱象を *Elephas (Palaeoloxdonta) nammanni* Makiyama と命名し小豆島象を *Elephas (Palaeoloxdon) namadicus setoensis* Makiyama と改稱新名を興ふる事としたい。小豆島沖よりは別に *Elephas (Palaeoloxdon) namadicus Yabei* Matsumoto が出る。

Nannulites 小笠原及九州に出る貨幣石の屬名は廣く上記の名を以て知られてゐる。然るにカッシ

マンはラマルクの前記の名よりも Brugiere の *Camerina* が十年も早く出て模式種も同一なるを記してゐる。

Lajtonia はワーズンが一八八三に發表する所でこれに先だちカイザーが *Leptodus* の名を發表してゐる。*Lajtonia* の名を用ふる人は種々なる理由と大方の便宜を考へてゐる事が早坂博士の地質學雜誌第二十四卷に出された報文によく判明する。しかしそのごの理由も前記の棄却し得べき條件に合致しない。故に吾人は斷然 *Leptodus* を用ふる他ない。*Area* は赤貝類の屬名としてよく知らる。しかるにリンネは模式を定めなかつた故に最古に確定された模式を認めなければならぬ。之は *Area tortuosa* Linne' を一八二三年にチルドレンが選定してゐるのを今のところ最古となつてゐる。*Area* を數屬に分割する事は今日の智識にては論をまたない。此場合は第三十條により *Area tortuosa* を含む限定された屬がリンネの *Area* の名をとるべきである。此類は從來 *Paralelepi-pedum* 又は *Trisidos* として知られたものであるが之等の名は永久に異名として却下し記憶さるべきであらう。よつて赤貝類に廣く用ひられてゐた *Area* の名は限定され普通のものは別の屬名が宛てられる。例へば *Scapharca* (*Anadara*) *Granosa* Linne' (本種の亞屬に *Anomalocardia* を用ふる能はず、何となればこれは他に先取されてゐる故である)

Pectunculus はテールによれば不可にて *Glycimeris* を用ふべきであるといふ事である。然るに之れに對してフランスの學者より反對論が出て彼等は今日もなほ *Glycimeris* を *Parope* に對して用ひてゐる。公平に見て例へば *Glycimeris gessoensis* Sowerby と呼ぶ方がよいと思はれる。本編

はずでに豫定の紙敷を越したる故にこれにて終り、つづいて題を改め次々に重要なる化学學名の改正されたものを時々御報告することにした。

臺灣之農業(三)

神保六合男

C、園藝農業

本島は氣候の關係上熱帶及暖帶性の果樹園藝盛に行なはれ、芭蕉、鳳梨、柑類、朱類、龍眼、木瓜等は其の主なるものである。此等は既に領臺當初より産出したるも、其後、各研究所、農事試験場、農藝試験所等の研究の結果、品種の改良、耕鋤法の改善等、大いに見るべきものありて、今や一般農家の副業として、將た獨立農園として、益々普及發達し年産額二千萬圓以上に達するに至つた。昭和二年に於ける園藝作物生産數量及生産價額を擧ぐれば左の如くである

園藝作物生産數量及生産價額

臺灣之農業

品名	生産數量	生産價額	割合	備考
蔬菜數		二五九七六三圓	五、九%	
芭蕉	三三三、〇四〇斤	六四、〇四三	二、六%	
柑朱類	二六〇、〇七〇斤	一六、九二五	七、六%	
鳳梨	三九二、八五箇	九四、〇九〇	四、二%	
龍眼	二四、七三三斤	七、四六四	三、四%	
其他		七、四七一	三、三%	木瓜、檳榔、 椰子、柿、桃
計		三三、四二四圓	一〇〇、〇%	

芭蕉 芭蕉栽培は之を大別して二となす事が出来る。一つは宅地栽培で宅地利用による一般農家の副業にして北部よりも南部に此の傾向は著しく、臺南、高雄兩州下に最も盛に行はれ、他